

建築物に関するFAQ

福島県喜多方建設事務所
建築住宅部建築住宅課

(令和6年2月版)

FAQ目次

1 建築基準法 関係	3
Q 1 建築確認申請手続きの概要、様式、手数料を教えてください。	3
Q 2 都市計画区域、用途地域、道路種別を教えてください。	3
Q 3 建築基準法第 6 条第 1 項第四号区域について教えてください。	3
Q 4 中間検査について教えてください。	3
Q 5 定期報告について教えてください。	3
Q 6 用途地域の指定のない区域における建ぺい率、容積率、斜線制限を教えてください。	3
Q 7 建ぺい率の角地緩和について教えてください。	3
Q 8 日影規制について教えてください。	3
Q 9 垂直積雪量（積雪荷重）を教えてください。	3
Q 10 凍結深度について教えてください。	3
Q 11 地表面粗度区分について教えてください。	4
Q 12 がけ条例について教えてください。	4
Q 13 屋根の葺替えをする場合、確認申請が必要か教えてください。	4
Q 14 太陽光発電設備の設置する場合、確認申請が必要か教えてください。	4
Q 15 トレーラーハウスを設置する場合、確認申請が必要か教えてください。	4
Q 16 人が入れない小さな倉庫を置きたいが、確認申請が必要か教えてください。	4
Q 17 グランピングテントを設置する場合、確認申請が必要か教えてください。	5
Q 18 ブロック塀を設置する場合、何か基準があるか教えてください。	5
Q 19 敷地内の増築工事をする場合、既存単独処理浄化槽をそのまま使用してもよいですか。	5
Q 20 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可を受けた建築物で設計内容に変更があった場合、許可の取り直しが必要ですか。	5
Q 21 建築確認申請を民間確認検査機関に提出を予定しているが、相談を受けてくれますか。	5
Q 22 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）の改正情報について教えてください。	5
Q 23 建築計画概要書の閲覧について教えてください。	5
Q 24 建築確認（検査）台帳記載事項証明願の手続き方法を教えてください。	6
Q 25 再建築の可否について、教えてください。	6
2 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）関係	6
Q 1 法第 10 条の規定による届出は郵送でもよいですか。	6
Q 2 届出書の宛名は、何と記載すればよいですか。	6
3 その他	6
Q 1 各種申請、届出に添付する委任状について、押印は必要ですか。	6

1 建築基準法 関係

Q 1 建築確認申請手続きの概要、様式、手数料を教えてください。

A 1 [建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 2 都市計画区域、用途地域、道路種別を教えてください。

A 2 各市町村の建築担当部署へ確認ください。

Q 3 建築基準法第 6 条第 1 項第四号区域について教えてください。

A 3 [建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。なお、管轄する市町村において指定区域はありません。

Q 4 中間検査について教えてください。

A 4 [建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 5 定期報告について教えてください。

A 5 [建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

なお、休業等により報告を行わない場合又は所有者等の変更があった場合には[様式](#)に記入の上、届出ください。

Q 6 用途地域の指定のない区域における建ぺい率、容積率、斜線制限を教えてください。

A 6 [建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 7 建ぺい率の角地緩和について教えてください。

A 7 福島県建築基準法施行細則（以下、細則）第 17 条を参照ください。

また、細則は[福島県例規集](#)で検索ください。

Q 8 日影規制について教えてください。

A 8 福島県建築基準法施行条例（以下、条例）第 43 条の 13 を参照ください。

なお、条例で定めた区域外であっても、定めた区域に日影がかかる場合は適用を受けますので、注意ください。

また、条例は[福島県例規集](#)で検索ください。

Q 9 垂直積雪量（積雪荷重）を教えてください。

A 9 細則第 18 条及び第 19 条又は[建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 10 凍結深度について教えてください。

A 10 [建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 1 1 地表面粗度区分について教えてください。

A 1 1 県で定める区域はありませんので、現地調査等で確認ください。

Q 1 2 がけ条例について教えてください。

A 1 2 条例第 5 条を参照ください。なお、[「がけに近接して建築する建築物の指導指針」](#)も参考としてください。

Q 1 3 屋根の葺替えをする場合、確認申請が必要か教えてください。

A 1 3 建築基準法第 6 条第 1 項第四号の建築物を除き、主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替えに該当する場合は確認申請が必要となります。なお、屋根の構成材の部分的な改修（例えば、屋根葺材のみ等）の場合は確認申請が不要となる可能性がありますので、詳しくは[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

Q 1 4 太陽光発電設備の設置する場合、確認申請が必要か教えてください。

A 1 4 太陽光発電設備の架台下の空間を屋内的用途に供するものについては、確認申請が必要となる可能性があります。なお、屋内的用途がなくとも、建築物に電気を供給する目的のものは建築設備となり、確認申請は不要ですが、建築基準関係規定に適合する必要がありますのでご注意ください。詳しくは、[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

Q 1 5 トレーラーハウスを設置する場合、確認申請が必要か教えてください。

A 1 5 次のいずれかに該当するものは、建築物として取り扱い、確認申請が必要となる可能性があります。

○トレーラーハウス等が随時かつ任意に移動することに支障のある階段、ポーチ、ベランダ、柵等があるもの。

○給排水、ガス、電気、電話、冷暖房等のための設備配線や配管等をトレーラーハウス等に接続する方式が、簡易な脱着式（工具を要さず取り外すことが可能な方式）でないもの。

○規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

なお、臨時運行許可（仮ナンバー）や特殊車両通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできませんので、ご注意ください。詳しくは、[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

Q 1 6 人が入れない小さな倉庫を置きたいが、確認申請が必要か教えてください。

A 1 6 小規模な倉庫の場合、条件によっては、建築物に該当せず、確認申請が不要となります。詳しくは[建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 1 7 グランピングテントを設置する場合、確認申請が必要か教えてください。

A 1 7 次のいずれかに該当するものは、建築物として取り扱い、確認申請が必要となる可能性があります。

○工具等を用いなければ撤去又は膜材の取外しができないもの。

○一時的な使用を目的としたものでないもの。

なお、都市計画区域外の場合は、建築物に該当してもその規模によっては、確認申請が不要となりますので、詳しくは、[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

Q 1 8 ブロック塀を設置する場合、何か基準があるか教えてください。

A 1 8 安全基準がありますので、[建築指導課ウェブページ](#)を参照ください。

Q 1 9 敷地内の増築工事をする場合、既存単独処理浄化槽をそのまま使用してもよいですか。

A 1 9 建築基準法第3条の2（既存不適格）の適用を受けない既存浄化槽については、増改築時にその構造方法について、現行基準に適合させる必要があります。詳しくは、[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

Q 2 0 建築基準法第43条第2項第二号許可を受けた建築物で設計内容に変更があった場合、許可の取り直しが必要ですか。

A 2 0 工事完了前に変更があった場合は、細則第7条の規定により、一部の変更内容を除き新たに許可が必要となります。詳しくは、[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

Q 2 1 建築確認申請を民間確認検査機関に提出を予定しているが、相談を受けてくれますか。

A 2 1 申請する民間確認検査機関に直接ご相談ください。なお、民間確認検査機関で疑義があれば、民間確認検査機関から当事務所に照会があります。

Q 2 2 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）の改正情報について教えてください。

A 2 2 令和4年改正法については、[国土交通省ウェブページ](#)を参照ください。

Q 2 3 建築計画概要書の閲覧について教えてください。

A 2 3 福島県建築計画概要書等閲覧規則の規定に基づき、窓口に備え付けの閲覧簿へ住所及び氏名を記入のうえ、開庁日の午前9時から午後4時30分まで昭和46年度以降の建築計画概要書を閲覧することが可能です。

なお、建築計画概要書は建築確認申請を受けた年度ごとに保管されておりますので、閲覧したい年度を確認のうえ、来所するようにしてください。

また、窓口にて文書開示請求の手続きを行うことにより、建築計画概要書の写しを即日受け取ることが可能です。（写真撮影不可）

Q 2 4 建築確認（検査）台帳記載事項証明願の手続き方法を教えてください。

A 2 4 建築計画概要書の閲覧などにより証明願の記載事項を正確に確認後、[様式](#)に必要事項を記入し、福島県収入証紙300円を手数料欄に貼付のうえ、願い出てください。
なお、台帳と照合する必要があることから、交付まで数日かかる場合があります。

Q 2 5 再建築の可否について、教えてください。

A 2 5 建築基準法上、「再建築」という用語は定義されていません。懸念の対象条文を絞り、[相談表](#)に必要事項を記入のうえ、お問い合わせください。

2 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）関係

Q 1 法第 10 条の規定による届出は郵送でもよいですか。

A 1 郵送でも受付可能です。受付後は届出済みステッカーシールを交付しますので、返信用封筒及び連絡先を示す書面（名刺等）の同封をお願いいたします。

Q 2 届出書の宛名は、何と記載すればよいですか。

A 2 福島県知事と記載ください。

3 その他

Q 1 各種申請、届出に添付する委任状について、押印は必要ですか。

A 1 委任状の押印については、当課で所管している各法律で要否を定めてはおりませんので、当事者間で協議し合意のうえ判断するようお願いいたします。